

(健Ⅱ42)
令和3年4月14日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤和彦
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自立支援医療費の
支給認定の取扱い等について

今般、まん延防止等重点措置が実施されることに伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自立支援医療費の支給認定の取扱い等について、厚生労働省より各都道府県等宛に事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

同事務連絡は、まん延防止等重点措置の対象となる区域については、地域の感染状況に応じて、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自立支援医療費の支給認定の取扱いについて」（令和3年1月15日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）（別添）における支給認定の取扱いと同様に、個々の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこととするものです。

また、併せて「新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の更新手続の取扱いについて」につきましても、緊急事態宣言の対象地域と同様の取扱いとして差し支えない旨の事務連絡が発出されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会及び関係機関への情報提供についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自立支援医療費の支給認定の取扱いについて
(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 令和3年4月5日付事務連絡)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の更新手続の取扱いについて
(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 令和3年4月5日付事務連絡)

事務連絡
令和3年4月5日

各 都道府県
指定都市
中核市
市町村
自立支援医療担当課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自立支援医療費の支給認定の取扱いについて

日頃より、自立支援医療の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和3年4月1日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第1項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき期間及び区域が定められたところです。

まん延防止等重点措置の対象となる区域については、地域の感染状況に応じて、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自立支援医療費の支給認定の取扱いについて」（令和3年1月15日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）（別添）における支給認定の取扱いと同様の取扱いとして差し支えありませんので、その旨御了知いただくとともに、対象となる受給者や指定自立支援医療機関等の関係者への周知等をお願いします。

併せて、計画的な申請手続の呼びかけや郵送による申請の積極的な活用など、円滑な申請手続のための配慮を引き続きお願いします。

事務連絡
令和3年1月15日

都道府県
各指定都市 自立支援医療担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自立支援医療費の支給認定の取扱いについて

日頃より、自立支援医療の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

自立支援医療費の支給認定については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、治療の観点からは急を要さない診断書等の取得のみを目的とした受診を可能な限り回避するため、令和2年3月1日から令和3年2月末日までに受給者証の有効期間が満了する受給者を対象に、その有効期間を1年間延長する措置を実施する一方で、令和3年3月1日以降に受給者証の有効期間が満了する受給者については、公費負担医療の適正な給付を確保する必要があること等を踏まえ、通常の手続により行うこととしたところです。

今般、令和3年1月7日に新型コロナウイルス感染症対策本部長が新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行ったこと等を踏まえ、支給認定の取扱いについては、下記のとおりとしますので、対象となる受給者や指定自立支援医療機関等の関係者への周知等をお願いします。

併せて、計画的な申請手続の呼びかけや郵送による申請の積極的な活用など、円滑な申請手続のための配慮を引き続きお願いします。

なお、各都道府県担当者におかれましては、管内市町村担当者に本事務連絡を周知していただくようお願いします。

記

1. 緊急事態宣言の対象となった地域における支給認定の取扱い

令和3年3月1日以降に受給者証の有効期間が満了する受給者の支給認定については、通常の手続により行うこととしているが、新型コロナウイルス感染症の影響から、緊急事態宣言中、さらにはその解除以降においても、受給者

が医療機関を受診できず、通常の手続を円滑に行うことができないことも想定される。

このような理由により、受給者証の有効期間中に支給認定の申請ができない場合においては、当該申請が行われるまでの間は現行の支給認定を有効とみなして医療費助成の対象とする、又は診断書等を後日提出としたうえで申請を受け付けるなど、個々の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこととする。

2. その他の地域における支給認定の取扱い

令和3年3月1日以降に受給者証の有効期間が満了する受給者の支給認定については、通常の手続により行うこととしているが、申請のために圏域を跨いで上記1の地域の医療機関を受診する必要がある場合には、上記1を参考に、個々の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこととする。

事務連絡
令和3年4月5日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課

新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の
更新手続の取扱いについて

日頃より、精神障害者保健福祉手帳制度の適切な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、令和3年4月1日に新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第1項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき期間及び区域が定められたところです。

まん延防止等重点措置の対象となる区域については、地域の感染状況に応じて、「新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の更新手続の取扱いについて」（令和3年1月15日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）（別添）における緊急事態宣言の対象地域と同様の取扱いとして差し支えありませんので、その旨御了知願います。

また、管内で手帳の更新手続を行う精神保健福祉センターや指定医療機関等の関係者に周知いただく際に、下記の点にもご留意いただくよう併せて周知をお願いします。

記

1. 自立支援医療費の支給認定に関する取扱いのように有効期間の延長を行うものではなく、精神障害者保健福祉手帳の有効期限の到来に伴い、障害者手帳申請書の提出により更新が必要となること。
2. 申請のために、圏域を跨いでまん延防止等重点措置の対象となる区域の医療機関を受診する必要がある場合についても、個々の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこと。
3. 手帳の更新申請に当たっては、引き続き、郵送による更新申請手続や、有効期限を超過した更新申請手続のいずれも可能であること。

（担当者）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課心の健康支援室障害保健係
中川、田中
TEL 03-5253-1111(内線 3064・3105)

別添

事務連絡
令和3年1月15日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課

新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の
更新手続の取扱いについて

日頃より、精神障害者保健福祉手帳制度の適切な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

ご承知の通り、令和2年4月24日付けの事務連絡により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、申請者が医師の診断書の取得のみを目的として医療機関を受診することを避けるため、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に手帳の有効期限を迎える者のうち、更新時に医師の診断書を添えて提出する必要がある者については、障害者手帳申請書の提出をもって、現に所持している手帳の有効期限の日から1年以内は当該診断書の提出を猶予した上で、有効期限を更新することができるとしているところです。

今般、令和3年1月7日に新型コロナウイルス感染症対策本部長が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行ったこと等を踏まえ、緊急事態宣言の対象地域については、更新手続の取扱いを別紙のとおりとしますので、内容を十分御了知いただくとともに、管内で手帳の更新手続を行う精神保健福祉センター等に周知いただくようお願いいたします。

また、手帳の更新申請に当たっては、郵送による更新申請手続や、有効期限を超過した更新申請手続のいずれも可能であることから、引き続き対応方よろしく申し上げます。

担当者
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課心の健康支援室障害保健係
高橋
TEL 03-5253-1111(内線 3110・3064)

(別紙)

1. 対象地域

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づく緊急事態宣言が出されている地域

2. 適用対象者

(1). 令和 2 年 3 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日までの間に手帳の有効期限を迎える者で既に令和 2 年 4 月 24 日付けの事務連絡の内容（医師の診断書の提出猶予）が適用されている者

(2). 令和 3 年 3 月 1 日以降に手帳の有効期限を迎える者

3. 適用内容

緊急事態宣言中、さらにはその解除以降においても、申請者が医療機関を受診できず、通常の手続きを円滑に行えない場合は、医師の診断書の提出を猶予したうえで、更新を可能とする。

4. その他

マイナンバーを活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合、又は、年金証書等の写しによる申請が可能である場合については、従前どおり実施要領に基づく手続きを行うこと。

※なお、緊急事態宣言の対象地域となっていない地域においては、通常の更新申請手続きを行うこととなります。